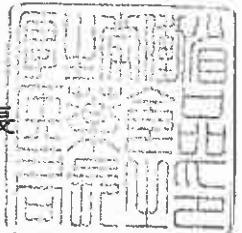


薬食発 0714 第 4 号
平成 23 年 7 月 14 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医薬食品局長



都道府県知事の承認に係る医薬部外品の一部を改正する件について

都道府県知事の承認に係る医薬部外品の一部を改正する件（平成 23 年厚生労働省告示第 202 号。以下「告示」という。）が告示され、平成 24 年 6 月 1 日から適用されることになったので、下記の事項を御了知の上、貴管下関係業者に対する周知徹底をお願いします。

記

1. 告示の趣旨及び概要

都道府県知事の承認に係る医薬部外品について、あせも・ただれ用剤、うおのめ・たこ用剤、かさつき・あれ用剤、カルシウム剤、喉清涼剤、ビタミン含有保健剤、ひび・あかぎれ用剤及び浴用剤が新たに指定されるとともに、有効成分の種類等が定められたこと。

2. 委任品目の審査の基本的な考え方

今回の改正により、新たに都道府県知事に権限が委任された、あせも・ただれ用剤、うおのめ・たこ用剤、かさつき・あれ用剤、カルシウム剤、喉清涼剤、ビタミン含有保健剤、ひび・あかぎれ用剤及び浴用剤の製造販売の承認、製造販売の承認事項に係る一部変更承認に関する審査は、告示及び次によるほか、別途発出される審査管理課長通知に定めるところにより行うこと。

(1) あせも・ただれ用剤、うおのめ・たこ用剤、かさつき・あれ用剤、カルシウム剤、喉清涼剤、ビタミン含有保健剤及びひび・あかぎれ用剤について



平成 11 年 3 月 12 日付け医薬発第 283 号厚生省医薬安全局長通知「新指定医薬部外品の製造（輸入）承認基準等について」の別添「新指定医薬部外品の製造（輸入）承認基準」（以下「新指定医薬部外品基準」という。）のうち、「あせも・ただれ用剤製造（輸入）承認基準」、「うおのめ・たこ用剤製造（輸入）承認基準」、「かさつき・あれ用剤製造（輸入）承認基準」、「カルシウム剤製造（輸入）承認基準」、「のど清涼剤製造（輸入）承認基準」、「ビタミン含有保健剤製造（輸入）承認基準」及び「ひび・あかぎれ用剤製造（輸入）承認基準」によること。

なお、新指定医薬部外品基準において、「製造（輸入）承認」とあるものは、「製造販売承認」と読み替える。

（2）浴用剤について

平成 10 年 3 月 24 日付け医薬発第 293 号厚生省医薬安全局長通知「浴用剤製造（輸入）承認基準等について」の別紙「浴用剤製造（輸入）承認基準」（以下「浴用剤基準」という。）によること。

なお、浴用剤基準において、「製造（輸入）承認」とあるものは、「製造販売承認」と読み替える。

3. 留意事項

- (1) あせも・ただれ用剤、うおのめ・たこ用剤、かさつき・あれ用剤、カルシウム剤、喉清涼剤、ビタミン含有保健剤、ひび・あかぎれ用剤及び浴用剤であっても、それぞれ告示で定める事項に適合しない医薬部外品に該当するものの製造販売承認は、従来どおり厚生労働大臣により行われるものであること。
- (2) あせも・ただれ用剤、うおのめ・たこ用剤、かさつき・あれ用剤、カルシウム剤、喉清涼剤、ビタミン含有保健剤及びひび・あかぎれ用剤の承認申請書の添付資料については、平成 11 年 3 月 12 日付け医薬発第 286 号厚生省医薬安全局長通知「新指定医薬部外品の製造又は輸入の承認申請に際し添付すべき資料について」によること。
- (3) 浴用剤の承認申請書の添付資料については、昭和 55 年 5 月 30 日付け薬発第 700 号厚生省薬務局長通知「医薬部外品等の製造又は輸入の承認申請に際し添付すべき資料について」及び平成 11 年 7 月 26 日付け医薬発第 893 号厚生省医薬安全局長通知「医薬部外品等の製造又は輸入の承認申請に際して添付すべき資料について」によること。
- (4) 上記（2）及び（3）に掲げる通知において「製造又は輸入の承認」は、「製造販売承認」と読み替えること。

4. その他

平成 24 年 5 月 31 日までに申請のあった、あせも・ただれ用剤、うおのめ・たこ用剤、かさつき・あれ用剤、カルシウム剤、喉清涼剤、ビタミン含有保健剤、ひび・あかぎれ用剤及び浴用剤の製造販売承認については、なお従前の例による。

20082	メタクリル酸=1-エチルシクロベンタン-1-イル・メタクリル 酸=6-シアノ-5-オキソ-4-オキサトリシクロ[4.2.1.0]ノナン-5-イ ルオキシ-4-オキサトリシクロ[4.2.1.0]ノナン-5-イ リシクロ[3.3.1.0]ノナン-1-イル・メタクリル酸=1-メチルエチル エチル共重合物 9-2559
20083	メタクリル酸シクロヘキシル・(メタクリル酸=2-ヒドロキシエチ ル・ヘキサン-6-ラクトン重付加物)・2-(メタクリロイルオキ シ)エチル(トリメチル)アンモニウム=クロリド共重合物 9-2559
20084	メタクリル酸=テトラヒドロフラン-2-イル 8-(4)-1818
20085	メタクリル酸シクロヘキシル・メタクリル酸=3-エチルオキセタン-3-イル・メタクリル 酸=2-ヒドロキシエチル共重合物 9-2560
20086	メタクリル酸・メタクリル酸=2-エチルヘキシル・メタクリル酸 シクロ[5.2.1]ヒドロキシエチル共重合物のメタクリル 酸=2、3-エボキシプロピル付加物 9-2561
20087	メタクリル酸・メタクリル酸シクロヘキシル・メタクリル酸=トリシ クロ[5.2.1]ヒドロキシエチル共重合物のメタクリル 酸=2、3-エボキシプロピル付加物 9-2562
20088	メタクリル酸・メタクリル酸=2-フェノキシエチル・メタクリル酸=9-2563
20089	メタクリル酸ヒニル 2-(6)-1877
20090	メタンスルホン酸=(3R)-3-メトキシデシル (3S)-3-メチルアセチジン-1,2-ジカルボン酸=1-ベン ジル=2-(4)-1878
20091	メタンスルホン酸=(3R)-3-メトキシデシル (3S)-3-メチルアセチジン-1,2-ジカルボン酸=1-ベン ジル=2-(4)-1878
20092	2-((2-メチルウンデカエン-1-イリデン)アミノ]安息香酸メチ ル 8-(1)-3638
20093	4-メチル-2-(トリシクロ[3.3.1.1]デカエン-1-イリデン)アミ ノ]安息香酸メチル 4-(7)-2356
20094	trans-4-(4-メチルフェニル)-trans-4-(ベンタ-3-エ ン-1-イル)-1,1-ビシクロヘキサン 7-(3)-863
20095	trans-4-(メチル-trans-4-(ベンタ-3-エン-1-イル)-1,1-ビシ クロヘキサン-1-イル)-1,1-ビシクロヘキサン-3-エン-1-イル 7-(3)-864
20096	ヘpta-5-エーン-2-オールの水素添加反応生成物 3-(4)-690
20097	4-メチル-2-(トキシボリ)アミノ]プロピル(メトキシ) ロビル シランジル 10-2673
20098	1-[3-(2-アミノエチル) 4-メチルビペラシル]トキシボリシランジル/オキシ(メトキシ) ロビル 1-4-メチルビペラシル 8-(2)-2342
20099	2-[(2-メトキシビペラシル-2-イル)アミノ]メチル フェノール 7-(2)-275
20100	4-メトキシ-4-プロピルフェニル 7-(3)-865
20101	4-メトキシ-4-ペンチルフェニル 7-(3)-866
20102	4-ヨードアニリン 4-(4-ヨードフェニル)ピリミジン-2-アミ ン 7-(3)-866
20103	N-(4-ヨードフェニル)ピリミジン-2-アミン 7-(3)-865
20104	4-メトキシ-4-ペンチルフェニル 7-(3)-866
20105	[画素端にイソシアナート基を有する(2-エチルヘキシル)ジメチル ビシクロ[2.2.1]ヘプタン-2-基(又は2-エチルヘキシル)ジメチル 重付加物]のアクリル酸=2-ヒドロキシエチル及びヘキサン-6- ラクトン付加物 10-2674
20106	リソ酸アンタステン酸ジルコニウム 1-(3)-387

○厚生労働省告示第1141号
薬事法施行令(昭和三十六年政令第十一号)第八十条第一項第五号の規定に拘り、相應度取扱
の承認に係る医薬部外品(平成六年厚生省告示第百九十四号)の一部を次の如く改正し、平成二十
四年六月一日を以て適用する。ただし、同日前に申請のあつたあせや、ただく用剤、いのちの
保育、おもひや、おも用剤、カルシウム剤、除藻消泡剤、ヒタツハ含む保健剤、ひび、おもれ用剤及び
浴用剤の製造販売の承認はつゝば、なむ從前の例とする。

平成二十一年六月一日以後

第七条の次に次の八項を加へる。

八 あせや、ただく用剤(あせや、ただれの改善を目的として製造された外用剤であつて、外用液剤
又は軟膏剤の類型のもの)

イ 有効成分の種類

各有效成分の種類は、別表第九の有効成分名の欄に掲載せるものとする。

ロ 有効成分の配合割合

別表第九の一に掲げる有効成分は含有されなければならぬ。

(1) 別表第九の一に掲げる有効成分は含有されなければならぬ。

(2) 別表第九の一に掲げる有効成分は含有されなければならぬ。

(3) 別表第九の一に掲げる有効成分の配合割合は、各項としを定め、同一種とす
る。

(4) 別表第九の二の項に掲げるグリチルリチウム-カニカムシ及びグリチルリチウム酸が、回収せ
ば配合してはならない。

ハ 有効成分の分量

(1) 各有効成分の最大濃度は、別表第九の有効成分名の欄に掲載せる有効成分といふやうにされ回収
の最大濃度の標記標示する。

(2) 別表第九の一に掲げる有効成分を二種配合する場合に、当該有効成分の最大濃度を
あわせたものの最大濃度で除して得た数値の和が、1を超えてはならない。

(3) 別表第九の一に掲げる有効成分の最小濃度は、当該有効成分といふやうに回収の最大濃度
の標記標示の五分の一の濃度とする。

(4) 別表第九の二から二までに掲げる各有效成分の最小濃度は、当該有効成分といふやうに回収
の最大濃度の標記標示濃度の十分の一の濃度とする。

二 効能及び効果

効能及び効果の範囲は、あせや、ただれの緩和、防虫である。

九 ハウスのため、たゞ用済(ハウスのため、たゞ)の改善を回収してして製造された経創薬の類型のもの

イ 有効成分の種類

有効成分の分量は、サリチル酸ヒドロ

ロ 有効成分の分量は、サリチル酸ヒドロ

ハ 効能及び効果

有効成分の分量は、サリチル酸ヒドロ

イ 有効成分の分量は、サリチル酸ヒドロ

ロ 有効成分の分量は、サリチル酸ヒドロ

ハ 効能及び効果

有効成分の分量は、サリチル酸ヒドロ

イ 有効成分の分量は、サリチル酸ヒドロ

ロ 有効成分の分量は、サリチル酸ヒドロ

ハ 有効成分の分量は、サリチル酸ヒドロ

イ 有効成分の分量は、サリチル酸ヒドロ

ロ 有効成分の分量は、サリチル酸ヒドロ

十 かさつき、あれ用済(かさつき、あれ)の改善を回収してして製造された外用剤であつて
有効成分の種類

有効成分の分量は、別表第十の有効成分名の欄に掲載せるものとする。

イ 有効成分の種類

有効成分の分量は、別表第十の有効成分名の欄に掲載せるものとする。

ロ 有効成分の分量は、別表第十の有効成分名の欄に掲載せるものとする。

八 有効成分の分量

(1) 別表第十のIに掲げる有効成分は含有されなければならない。

(2) 別表第十のIに掲げる有効成分の濃度は、一〇パーセントとする。

(3) 別表第十のII、III又はIVに掲げる各有効成分の最大濃度は、当該有効成分ごとにそれぞれ同表の最大濃度の欄に掲げる濃度とする。

(4) 別表第十一のII、III又はIVに掲げる各有効成分の最小濃度は、当該有効成分ごとにそれぞれ同表の最大濃度の欄に掲げる濃度の十分の一の濃度とする。

二 効能及び効果

效能及び効果の範囲は、手足のかさつき又はあれの緩和とする。

カルシウム剤(妊娠授乳期発育期又は中高年期におけるカルシウムの補給に用いることを目的として、一種以上のカルシウムを主体とし製造された内用剤であつて、カプセル剤、顆粒剤、散剤、錠剤又は内用液剤の剤型のもの)

八 有効成分の分量

含有する有効成分の種類は、別表第十一の有効成分名の欄に掲げるものとする。

有効成分の配合割合

(1) 別表第十一のIに掲げる有効成分は含有されなければならない。

(2) 別表第十一のIVのB項に掲げる有効成分の配合は一種とし、同表のIVのE項に掲げる有効成分の配合は二種までとする。

八 有効成分の分量

各有効成分の一日最大分量及び一日最小分量は、別表第十一の有効成分名の欄に掲げる有効成分ごとにそれぞれ同表の一日最大分量の欄及び一日最小分量の欄に掲げる量とする。

(2) 別表第十一のIに掲げる有効成分を二種以上配合する場合又は同表のIVのE項に掲げる有効成分を二種配合する場合は、当該有効成分ごとに配合する一日分の分量をそれぞれの一日最大分量で除して得た数値の和が一を超えてはならず、かつ、それぞれの一日最小分量で除して得た数値の和が一以上でなければならない。

二 効能及び効果

效能及び効果の範囲は、妊娠授乳期、発育期又は中高年期のカルシウムの補給とする。

カルシウム剤(妊娠授乳期発育期又は中高年期におけるカルシウムの補給に用いることを目的として、トローチ剤又はドロップ剤の剤型のもの)

八 有効成分の分量

含有する有効成分の種類は、別表第十二の有効成分名の欄に掲げるものとする。

有効成分の配合割合

(1) 各有効成分の一日最大分量は、別表第十二のI又はIIに掲げる有効成分は含有されなければならない。

(2) 別表第十二のI又はIIに掲げる有効成分の配合は、各区分ごとにそれぞれ五種までとする。

八 有効成分の分量

各有効成分の一日最大分量は、別表第十二のI又はIIに掲げる有効成分ごとにそれぞれ同表の一日最大分量の欄に掲げる量とする。

別表第十二のI又はIIに掲げる有効成分を二種以上配合する場合は、当該有効成分ごとに配合する一日分の分量をそれぞれの一日最大分量で除して得た数値の和が一を超えてはならない。

二 効能及び効果

效能及び効果の範囲は、たん及び喉の炎症による声がれ・喉のあれ・喉の痛み・喉の腫れとする。ただし、別表第十二のIに掲げる有効成分のいずれか一種が配合されていない場合には、たんを效能及び効果としない。

ビタミン含有保健剤(滋養強壮、虚弱体質等の改善及び肉体疲労等の場合における栄養補給に用いることを目的として、一種以上のビタミンを主体とし製造された内用剤であつて、カプセル剤、顆粒剤、丸剤、散剤、錠剤又は内用液剤の剤型のもの)

八 有効成分の分量

含有する有効成分の種類は、別表第十三の有効成分名の欄に掲げるものとする。

有効成分の配合割合

(1) 別表第十三のIからIVまで、IXのB項又はXのC項若しくはJ項に掲げる有効成分の配合は、各区分又は各項ごとにそれぞれ一種とする。

(2) 別表第十三のIからIVまで、IXのB項又はXのC項若しくはJ項に掲げる有効成分は含有されなければならない。

(3) 別表第十三のXのK項に掲げる有効成分の配合は、二種までとする。

(4) 別表第十三のXのK項又はL項又はM項に掲げる有効成分はグリチルリチン酸又はグリチルリチニウムを配合するものには、同表のXのF項に掲げる有効成分を同一項目内で二種以上配合する場合には、当該有効成分又はXのF項に掲げる有効成分を同一項目内で二種以上配合する場合には、当該有効成分ごとに配合する一日分の分量をそれぞれの一日最大分量で除して得た数値の和が一を超えてはならず、また、同表のXの加工ダイサン(オキソアミジン)は、同区分のニンニクと配合してはならない。

八 有効成分の分量

(1) 各有効成分の一日最大分量及び一日最小分量は、別表第十三の有効成分名の欄に掲げる有効成分ごとにそれぞれ同表の一日最大分量の欄及び一日最小分量の欄に掲げる量とする。

(2) 別表第十三のXのK項又はL項又はM項に掲げる有効成分を同一項目内で二種以上配合する場合には、当該有効成分又はXのF項に掲げる有効成分を同一項目内で二種以上配合する場合には、当該有効成分ごとに配合する一日分の分量をそれぞれの一日最大分量で除して得た数値の和が一を超えてはならず、かつ、それぞれの一日最小分量で除して得た数値の和が一以上でなければならない。

二 効能及び効果

效能及び効果の範囲は、滋養強壮、虚弱体質、肉体疲労・病中病後の体力低下・食欲不振又は胃腸障害・栄養障害・発熱性消耗性疾患・妊娠授乳期又は産前産後等の栄養補給とする。ただし、別表第十三のIV又はVに掲げる有効成分を配合する場合には、妊娠授乳期又は産前産後の栄養補給を效能及び効果としない。

ヒビ・あかぎれ用剤(ヒビ、あかぎれ等の改善を目的として製造された外用剤であつて、軟膏剤の剤形のもの)

八 有効成分の分量

含有する有効成分の種類は、別表第十四の有効成分名の欄に掲げるものとする。

有効成分の配合割合

(1) 別表第十四のIに掲げる有効成分の配合は、一種とする。

(2) 别表第十四のIIに掲げるD-カーネンフル又はL-カーネンフル及びD-カーネンフルをそれぞれ同時に配合してはならない。

(3) 别表第十四のIIIのA項、B項及びD項に掲げる有効成分の配合は、各項ごとにそれぞれ一種とする。

(4) 别表第十四のIIに掲げる有効成分のみを必須の成分として配合するもの(IIのIIにおいて「メントール・カンフル主剤製剤」という)には、同表のIIIのA項に掲げる有効成分を配合してはならない。

区分	有効成分名	最大濃度	
IV	III	II	I
B項	A項		
酢酸トコフェロール	ビタミンA油	イソプロピルメチルフェノール フェノール d-カンフル dl-カンフル	酸化亜鉛 カラミン
トコフェロール	：	：	：
○・五%	○・五%	二% 一%	五〇% 一%
		二五〇〇国麻単位バー/グラム	

效能及び効果の範囲は、あせも、荒れ性、打ち身、くじき、風の凝り、神經痛、湿しん、しあわせ、
やけ、痔、冷え症、腰痛、リウマチ、疲労回復、ひび、あかぎれ、産前産後の冷え症及びにきび
とする。
別表第八の次に次の七表を加える。

八 (1) 有効成分の分量
各有効成分の配合量の範囲は、別表第十五の有効成分名の欄に掲げる有効成分ごとにそれぞれ別表第十五の1に掲げる有効成分は含有されなければならない。
別表第十五の1に掲げる有効成分は、合計で七十パーセント以上配合されなければならない。
別表第十五の1に掲げる有効成分のうち一種は、二十五パーセント以上配合されなければならない。
二 効能及び効果

十五
・イ
ロ
浴用剤(浴槽中に投入して用いられる外用薬)
有効成分の種類
含有する有効成分の種類は、別表第十五の有効成分名の欄に掲げるものとする。
有効成分の配合割合

(1) メントール・カンフル主剤製剤の効能及び効果は、ひび、しもやけ及びあかぎれとする。
クロロヘキシジン主剤製剤の効能及び効果は、ひび、あかぎれ、すり傷及び軽ずれとする。
(3) 別表第十四のⅢのA項及びB項に掲げる有効成分のみを必須の成分として配合するもの（ビタミンA・E・主剤製剤）の効能及び効果は、ひび、しもやけ、あかぎれ及び手足のあれの緩和とする。

ハ (S)
別表第十四の I の A 項に掲げる有効成分のみを必須の成分として配合するもの（二の四）において「クロルヘキシジン主剤製剤」という)には、同表の I の B 項、III の A 項、C 項、D 項若しくは E 項、V 又は VI に掲げる有効成分を配合してはならない。
有効成分の分量。
別表第十四に掲げる有効成分を主体として配合する場合、その最大濃度及び最小濃度は、それ同表の甲の最大濃度の欄及び最小濃度の欄に掲げる濃度とする。
別表第十四に掲げる有効成分を主体以外の有効成分として配合する場合、その最大濃度及び最小濃度は、それぞれ同表の乙の最大濃度の欄及び最小濃度の欄に掲げる濃度とする。

別表第十一

区分	有効成分名	最大濃度(%)	
IV	III	II	I
グリチルレチン酸	グリチルリチン酸二カリウム グリチルリチン酸モノアンモニウム	d-カンフル 酢酸トコフェロール トコフェロール	尿素
○・三	○・五	○・五	一〇

別表第十

V	C 項	
B 項	D 項	C 項
イクタモール	パンテノール	エルゴカルシフェロール
アラントイン	クロタミン	
グリチルリチン酸二カリウム		一一〇〇国際単位バーグラム
グリチルレチン酸		
○・五%	一・五%	
○・五%	一・五%	
○・五%	一・五%	

別表第十二

注

明(アワビ鮑)の一日最大分量及び一日最小分量は、カルシウムに換算した量である。
2 リン酸リボフラビンナトリウムの一日最大分量及び一日最小分量は、リボフラビンに換算した量である。

4 エキスの場合の量は、原生薬に換算した量である。

四

エキスの場合	二	粉末の場合	一	エキスの場合	三	粉末の場合	一	エキスの場合	二	粉末の場合	一	エキスの場合	三	粉末の場合	一	エキスの場合	二	粉末の場合	一
粉末の場合	二	エキスの場合	三	粉末の場合	一	エキスの場合	五	粉末の場合	一	エキスの場合	三	粉末の場合	一	エキスの場合	二	粉末の場合	一	エキスの場合	三
エキスの場合	三	粉末の場合	四	エキスの場合	一	粉末の場合	四	エキスの場合	二	粉末の場合	一	エキスの場合	三	粉末の場合	一	エキスの場合	二	粉末の場合	一
エキスの場合	一	粉末の場合	二	エキスの場合	三	粉末の場合	一	エキスの場合	五	粉末の場合	一	エキスの場合	二	粉末の場合	一	エキスの場合	三	粉末の場合	一
エキスの場合	三	粉末の場合	四	エキスの場合	一	粉末の場合	四	エキスの場合	二	粉末の場合	一	エキスの場合	三	粉末の場合	一	エキスの場合	二	粉末の場合	一

別表第十三

(注)・エキスの場合の量は、原生薬に換算した量である。

		カルニン ケイヒ
		ショウキョウ
		ソウハクヒ
		ソヨウ
		チクセツニンジン
		チンビ
		ニンジン
		ユーメントール
		ハッカ油
		ユーカリ油
III		
	エキスの場合	二
	粉末の場合	五
	エキスの場合	一
	粉末の場合	三
	エキスの場合	一
	エキスの場合	三
	エキスの場合	二
	エキスの場合	三
	粉末の場合	一
	エキスの場合	五
	粉末の場合	三
	エキスの場合	六
	粉末の場合	三
O	O.O九	
O	O.O一一	
O	O.O〇〇九	

卷

- | | |
|----|---|
| 1 | 括弧内の量は、一回最大分量である。 |
| 2 | 硝酸ビスチアミンの一日最大分量及び一日最小分量は、チアミンジスルフィドに換算した量である。 |
| 3 | チアミンジセチル硫酸エステル塩の一 日最大分量及び一日最小分量は、硝酸又は塩酸チアミンに換算した量である。 |
| 4 | 塩酸ジセチアミン、ビスベンチアミン及びベンフォチアミンの一日最大分量及び一日最小分量は、ベンアデニンジヌクレオチドに換算した量である。 |
| 5 | 塩酸フルスルチアミンの一日最大分量及び一日最小分量は、フルスルチアミンに換算した量である。 |
| 6 | フルラビンアデニンジヌクレオチドナトリウムの一日最大分量及び一日最小分量は、フルビンアデニンジヌクレオチドに換算した量である。 |
| 7 | リン酸リボフランナトリウムの一日最大分量及び一日最小分量は、リボフラビンに換算した量である。 |
| 8 | 酢酸レチノール、バルチミン酸レチノール、ビタミンA油、肝油及び強肝油の一日最大分量及び一日最小分量は、ビタミンAに換算した量である。 |
| 9 | エルゴカルシフェロール及びコレカルシフェロールの一日最大分量及び一日最小分量は、ビタミンDに換算した量である。 |
| 10 | コハク酸ヒドロキフェロールカルシウムの一日最大分量及び一日最小分量は、コハク酸山-β-エトコフェロールに換算した量である。 |

区分	有効成分名									
	I A項	II B項	III A項	B項	C項	D項	E項	F項	G項	H項
エルゴカルシフェロール	ジバルチミン酸ヒリドキシン 塩酸ビリドキシン	リボフラビン トコフェロール	酢酸トコフェロール 酢酸トコフェロール	ビタミンA油 バルチミン酸レチノール	酢酸レチノール dl-メントール dl-カンフル	ルイソプロビルメチルフェノール グルコン酸クロルヘキシジン	塩酸クロルヘキシジン グルコン酸クロルヘキシジン	○・二% ○・二%	○・一% ○・一%	最大濃度 最小濃度
—	—	—	—% —%	グ際ラム位〇バ〇国 二五〇ラム位〇バ〇国 二五〇ラム位〇バ〇国	二五〇ラム位〇バ〇国 二五〇ラム位〇バ〇国 二五〇ラム位〇バ〇国	—〇% —〇% —〇%	—〇% —〇% —〇%	— — —	○・一% ○・一%	甲
—	—	—	○〇・四% —	ラ単五〇バ〇国際 ラ単五〇バ〇国際 ラ単五〇バ〇国際 ラ単五〇バ〇国際 ラ単五〇バ〇国際	— — — — —	— — — — —	— — — — —	— — — — —	○・一% ○・一%	最小濃度
グ際一〇ラム位〇バ〇国 一	〇〇・一% 〇・一%	〇・〇一% —	—% —%	— — —	— — —	— — —	— — —	— — —	〇・一% 〇・一%	最大濃度 乙
ラ単一〇ラム位〇バ〇国 際	〇〇・〇一% 〇・〇一%	%〇 〇—〇〇—〇—	〇〇・二% 〇・二%	— — —	— — —	— — —	〇〇〇〇 — —% —% —% —%	〇〇〇〇 — —% —% —%	〇・〇一% 〇・〇一%	最小濃度

詩經

11. 塩酸ヒドロキソコバラミン及び酢酸ヒドロキソコバラミンの一日最大分量及び一日最小分量は、ヒドロキソコバラミンに換算した量である。

12. アスコルビン酸カルシウム及びアスコルビン酸ナトリウムの一日最大分量及び一日最小分量は、アスコルビン酸に換算した量である。

13. クエン酸カルシウム、グリセロリン酸カルシウム、グルコン酸カルシウム、炭酸カルシウム、沈降炭酸カルシウム、乳酸カルシウム、リン酸水素カルシウム及び無水リン酸水素カルシウムの一日最大分量及び一日最小分量は、カルシウムに換算した量である。

14. クエン酸鉄アントニウム及びフマル酸第一鉄の一日最大分量及び一日最小分量は、鉄に換算した量である。

15. エキスの場合の量は、原生薬に換算した量である。

16. ドラッグの使用部位は、葉である。

別表第十五

1 塩酸クロルヘキシジン及びグルコン酸クロルヘキシジン液の最大濃度及び最小濃度は、それぞれの濃度のグルコン酸クロルヘキシジンに換算した量である。

2 酢酸レチノール、バルチミン酸レチノール及びビタミンA油の最大濃度及び最小濃度は、